

「中国における知的財産侵害紛争に 対処するための法的手続の実務」

経済的に日本と最もかかわりの深い中国は、経済大国としての力をさらにつけてきており、中国企業と日本企業との間で紛争が生じることは多くなっています。そして今では、中国において紛争が生じた場合、行政庁・裁判所での解決を図る選択肢を持つことが欠かせません。

また、知的財産の分野でも、技術力をつけてきた中国企業とは、商標だけでなく、特許の紛争も生じてきています。

本セミナーでは、中国での知財分野の国際紛争に造詣の深い講師を招いて、中国における法的手続による紛争解決の実務を学びます。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【開催日】 平成 26 年 7 月 10 日（木）13:30～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7 階講義室 702
大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 平野 恵稔 氏

（弁護士法人大江橋法律事務所 ニューヨーク州弁護士）

高槻 史 氏

（弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士）

藤井 宣行 氏

（中之島シティ法律事務所 弁護士）

【定員】 40 名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員 8,500 円（一般 12,500 円）

（テキスト代含、消費税 8%込）

※ 2 名以上お申込みの場合、2 人目から 50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

② (1) 3 日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の 10 日前頃に郵送いたします。

(3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【プログラム（案）】

1. 中国の知財実定法（Trade Secret を含む）の特徴—日本との違いを中心に
2. 手続きの特徴
 - (1) 行政手続きの特徴
 - (2) 司法手続

①仮処分について ②本訴について（日本と異なり注意する点：管轄、証拠、鑑定等）

(3) 強制執行手続

①執行難・地方保護主義

(4) 刑事手続

(5) インターネット上での知的財産権侵害と侵害者・プロバイダ等の責任、削除請求の実務

(6) 費用

訴訟手続費用、弁護士費用は、どれくらいかかるのか

(7) 行政・司法腐敗の問題と米国海外腐敗行為防止法（FCPA）等

3. 弁護士・弁理士との関係

(1) よい弁護士・弁理士とはどういう人か。その探し方

(2) 弁護士・弁理士のコントロール方法

切り取り線

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
初級～中級向け 知的財産セミナー申込書			
2014年7月10日開催			
「中国における侵害紛争に対処するための法的手続の実務」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員) 発明協会・一般)